第7章　計画の推進体制

1　計画の推進体制

（1）推進体制の確立

計画に基づく施策の推進には、福祉や保健・医療などの分野だけでなく、住宅、交通、まちづくりといった生活環境全般にわたる幅広い範囲において、障がいのある人それぞれの障がいの状態や、ライフステージに応じた対応が必要となります。

各施策を効果的に実施していく上で、市としてこれまで以上に、障がいのある人もない人も住みやすいまちづくりを目指す視点を持って各分野の施策を推進していきます。

それとともに市民の皆さまの協力はもとより、市と関係機関等の協力体制の構築は不可欠です。そのため、特に地域の障がい福祉の体制整備に関し、中核的な役割を担う加茂市自立支援協議会と連携して、障がいのある人や障がいについて、市民の理解を広める取組を積極的に行い、市全体で認識の共通化を図ります。

医療機関、教育機関、ボランティア団体、事業者等の関係機関との連携を強化に努めるとともに、障がいのある人を含めた市民の主体的な参画の促進に努めます。

（2）計画の達成状況の点検及び評価の体制

計画策定後は、施策の取組状況やサービス見込量等の達成状況について、加茂市自立支援協議会において施策の取組状況等の確認を行います。

加茂市地域自立支援協議会からの意見を踏まえて施策の改善や見直し等について検討を行い、必要があると認めるときは、障がい福祉計画等の変更や見直しを行います。

（3）計画推進のための連携体制

障がい者支援の施策は、専門的な取組の必要性などから広域で行う事業や、他市に立地する施設の利用など、広域的な視点で取り組まなければならないことがあります。

国や県、近隣市町と連携していく必要があるものについては、積極的に働きかけ連携を図り、サービスの充実に努めます。